

令和4年11月30日

令和4年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

令和4年11月30日会議提出議案一覧表

議案第34号	令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）	・・・別冊
議案第35号	令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第36号	令和4年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第37号	令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第38号	令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第39号	令和4年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第40号	令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第41号	鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について	・・・1
議案第42号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	・・・4
議案第43号	鳥羽市分課組織条例の一部改正について	・・・9
議案第44号	鳥羽市印鑑条例の一部改正について	・・・11
議案第45号	鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正について	・・・13
議案第46号	鳥羽市職員給与条例の一部改正について	・・・29
議案第47号	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	・・・50
議案第48号	鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	・・・52
議案第49号	鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について	・・・66
議案第50号	訴訟上の和解について	・・・68
議案第51号	三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について	・・・70
議案第52号	鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について	・・・72

議案第 4 1 号

鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について  
鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

公共施設等の管理に係る将来的な市民負担の公平化と財政運営の安定化を図るため、施設管理の適正化を推進したく、本提案とするものである。

## 鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例

### (設置)

第1条 本市の公共施設等（公用又は公共用に供し、又は供していた施設及び附帯設備をいう。以下同じ。）の管理の適正化を図るため、鳥羽市公共施設等管理適正化基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要な公共施設等の整備及び除却に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(鳥羽市庁舎等改修基金条例の廃止)

- 2 鳥羽市庁舎等改修基金条例（平成 17 年条例第 15 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際現に廃止前の鳥羽市庁舎等改修基金条例の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

議案第42号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、関係条例について所要の改正をしたく、本提案とするものである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「任命権者」を「、任命権者」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(鳥羽市職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 鳥羽市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第2号)は、廃止する。

(鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 鳥羽市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(鳥羽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 鳥羽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、「あつては」を「ついては」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の3第3項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改める。

第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 鳥羽市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 鳥羽市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条第1項の表第4条の3第1項の項及び第33条第4項の項を削り、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項の表第33条第4項の項を削り、同表第44条の2の項中「再任



用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第48条の項を削り、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項」を「地方公務員法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正）

第7条 鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第3条の規定による改正後の鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）には適用しない。

3 鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第

号) 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、鳥羽市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第13号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第5条の規定による改正後の鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の鳥羽市職員の通勤手当の支給に関する条例第1条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例第1条第2項の規定を適用する。

(鳥羽市職員給与条例附則第6項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え)

- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)附則第6項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

議案第43号

鳥羽市分課組織条例の一部改正について

鳥羽市分課組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

行政改革大綱の取組みの一環として、分課組織の再編成を行うため所要の改正をしたく本提案とするものである。

## 鳥羽市分課組織条例の一部を改正する条例

鳥羽市分課組織条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「観光課」を「観光商工課」に、「農水商工課」を「農林水産課」に改める。

第8条中「観光課」を「観光商工課」に改め、同条第1項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 商業及び工業に関すること。

(3) 勤労者福祉及び雇用対策に関すること。

第9条中「農水商工課」を「農林水産課」に改め、同条第1項第5号及び第6号を削る。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 4 号

鳥羽市印鑑条例の一部改正について

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の取得を可能としたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥羽市印鑑条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「交付申請」の次に「及び交付」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、登録者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の交付を受けたものは、当該カードを使用し、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

### 附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

議案第45号

鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日におい



て管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「補充することができないとき」を「補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）第37条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退

職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準

的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。））にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末

日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

##### （勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の鳥羽市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の鳥羽市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に

規定する定年) を超える職 (基準日における新条例定年が新条例第 3 条第 1 項に規定する定年である職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。) 附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年 (基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年) に達している職員 (当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員) を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日 (以下この条から附則第 6 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。) までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年 (旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。) に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者 (前 2 号に掲げる者を除く。) であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで



の間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除

く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市がその組織に加わっている一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、一部事務組合等における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわら

ず、一部事務組合等における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地

方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年

4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第46号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

人事院勧告に基づき本市職員の給料及び勤勉手当を引き上げるとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115）」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55）」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を加える。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級  号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	百円 1,501	百円 1,985	百円 2,344	百円 2,660	百円 2,907	百円 3,192
	2	1,512	2,003	2,360	2,677	2,929	3,214
	3	1,524	2,021	2,375	2,692	2,950	3,237
	4	1,535	2,039	2,390	2,710	2,970	3,259
	5	1,546	2,054	2,403	2,727	2,988	3,281
	6	1,557	2,072	2,419	2,745	3,008	3,301



	7	1,568	2,090	2,434	2,763	3,026	3,323
	8	1,579	2,108	2,449	2,783	3,042	3,345
	9	1,589	2,124	2,460	2,802	3,061	3,364
	10	1,603	2,142	2,475	2,822	3,084	3,386
	11	1,616	2,160	2,490	2,841	3,106	3,406
	12	1,629	2,178	2,503	2,860	3,129	3,428
	13	1,641	2,192	2,518	2,879	3,150	3,446
	14	1,656	2,210	2,530	2,897	3,171	3,466
	15	1,671	2,227	2,543	2,912	3,193	3,486
	16	1,687	2,245	2,555	2,926	3,214	3,506
	17	1,698	2,261	2,568	2,944	3,233	3,523
	18	1,712	2,278	2,582	2,964	3,253	3,543
	19	1,726	2,294	2,596	2,985	3,273	3,561
	20	1,740	2,309	2,611	3,005	3,293	3,580
	21	1,753	2,322	2,627	3,024	3,310	3,599
	22	1,778	2,338	2,644	3,045	3,331	3,618
	23	1,803	2,354	2,660	3,065	3,351	3,638
	24	1,828	2,369	2,676	3,086	3,372	3,657

25	1,852	2,379	2,694	3,103	3,386	3,677
26	1,869	2,394	2,712	3,124	3,405	3,696
27	1,885	2,407	2,729	3,144	3,424	3,716
28	1,902	2,419	2,746	3,164	3,443	3,736
29	1,917	2,431	2,762	3,181	3,459	3,751
30	1,934	2,441	2,779	3,201	3,478	3,769
31	1,952	2,451	2,797	3,222	3,497	3,787
32	1,969	2,461	2,812	3,243	3,515	3,803
33	1,985	2,472	2,824	3,255	3,534	3,821
34	1,999	2,481	2,841	3,275	3,552	3,835
35	2,014	2,490	2,857	3,294	3,570	3,850
36	2,029	2,500	2,874	3,315	3,587	3,866
37	2,042	2,509	2,890	3,334	3,601	3,880
38	2,055	2,522	2,907	3,353	3,614	3,892
39	2,067	2,534	2,925	3,373	3,628	3,904
40	2,080	2,547	2,943	3,392	3,642	3,915
41	2,093	2,560	2,958	3,411	3,655	3,926
42	2,106	2,574	2,975	3,430	3,664	3,938

	43	2, 119	2, 586	2, 990	3, 448	3, 675	3, 950
	44	2, 132	2, 598	3, 006	3, 467	3, 686	3, 961
	45	2, 143	2, 609	3, 022	3, 482	3, 694	3, 968
	46	2, 156	2, 621	3, 039	3, 496	3, 703	3, 975
	47	2, 169	2, 634	3, 055	3, 511	3, 712	3, 982
	48	2, 182	2, 645	3, 072	3, 526	3, 721	3, 989
	49	2, 192	2, 656	3, 081	3, 542	3, 730	3, 995
	50	2, 203	2, 666	3, 096	3, 550	3, 738	4, 001
	51	2, 213	2, 678	3, 111	3, 562	3, 746	4, 006
	52	2, 223	2, 689	3, 127	3, 572	3, 754	4, 010
	53	2, 233	2, 699	3, 143	3, 581	3, 761	4, 014
	54	2, 242	2, 709	3, 159	3, 592	3, 768	4, 017
	55	2, 251	2, 720	3, 175	3, 601	3, 775	4, 020
	56	2, 260	2, 731	3, 190	3, 612	3, 782	4, 023
	57	2, 263	2, 740	3, 205	3, 621	3, 787	4, 026
	58	2, 271	2, 750	3, 217	3, 628	3, 793	4, 029
	59	2, 278	2, 759	3, 229	3, 635	3, 799	4, 032
	60	2, 285	2, 770	3, 241	3, 642	3, 806	4, 035

61	2,292	2,781	3,248	3,646	3,810	4,038
62	2,300	2,791	3,257	3,652	3,817	4,041
63	2,307	2,800	3,265	3,659	3,823	4,044
64	2,313	2,810	3,273	3,666	3,829	4,047
65	2,319	2,815	3,282	3,669	3,833	4,050
66	2,325	2,824	3,286	3,676	3,839	4,053
67	2,331	2,831	3,293	3,683	3,845	4,056
68	2,338	2,840	3,301	3,690	3,851	4,059
69	2,345	2,850	3,309	3,693	3,855	4,061
70	2,351	2,858	3,316	3,699	3,860	4,064
71	2,356	2,866	3,323	3,706	3,865	4,067
72	2,363	2,874	3,330	3,712	3,871	4,070
73	2,370	2,882	3,335	3,715	3,874	4,072
74	2,376	2,887	3,341	3,721	3,878	4,075
75	2,382	2,891	3,346	3,728	3,882	4,078
76	2,387	2,896	3,352	3,734	3,886	4,080
77	2,393	2,898	3,355	3,738	3,889	4,082
78	2,400	2,901	3,360	3,743	3,892	4,085

	79	2,407	2,903	3,364	3,749	3,895	4,088
	80	2,412	2,907	3,369	3,754	3,898	4,090
	81	2,417	2,909	3,373	3,759	3,900	4,092
	82	2,423	2,911	3,378	3,765	3,903	4,095
	83	2,429	2,915	3,383	3,770	3,906	4,098
	84	2,434	2,918	3,388	3,773	3,908	4,100
	85	2,439	2,921	3,391	3,777	3,910	4,102
	86	2,445	2,924	3,395	3,782	3,913	
	87	2,451	2,927	3,400	3,786	3,916	
	88	2,456	2,931	3,404	3,790	3,918	
	89	2,461	2,934	3,407	3,794	3,920	
	90	2,466	2,938	3,411	3,799	3,923	
	91	2,469	2,941	3,416	3,803	3,926	
	92	2,473	2,945	3,420	3,807	3,928	
	93	2,476	2,947	3,422	3,810	3,930	
	94		2,949	3,426			
	95		2,952	3,431			
	96		2,956	3,435			

	97		2,958	3,437			
	98		2,961	3,441			
	99		2,965	3,445			
	100		2,969	3,448			
	101		2,971	3,451			
	102		2,974	3,455			
	103		2,978	3,459			
	104		2,981	3,463			
	105		2,983	3,468			
	106		2,986	3,472			
	107		2,990	3,476			
	108		2,993	3,480			
	109		2,995	3,485			
	110		2,999	3,489			
	111		3,003	3,492			
	112		3,006	3,495			
	113		3,008	3,500			
	114		3,010				

	115		3,013				
	116		3,017				
	117		3,019				
	118		3,021				
	119		3,024				
	120		3,027				
	121		3,031				
	122		3,033				
	123		3,036				
	124		3,039				
	125		3,042				
再任用職員		1,877	2,152	2,552	2,746	2,897	3,151

別表第3（第2条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級  号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用職員以外の職員	1	百円 2,536	百円 3,384	百円 4,004	百円 4,717
	2	2,561	3,414	4,033	4,740
	3	2,586	3,442	4,059	4,762
	4	2,611	3,471	4,086	4,785
	5	2,633	3,498	4,110	4,807
	6	2,671	3,528	4,133	4,829
	7	2,709	3,559	4,154	4,851
	8	2,747	3,587	4,173	4,873
	9	2,783	3,611	4,195	4,893
	10	2,823	3,637	4,222	4,914
	11	2,863	3,664	4,248	4,935
	12	2,903	3,692	4,275	4,956
	13	2,940	3,721	4,299	4,977
	14	2,980	3,756	4,324	4,998
	15	3,019	3,786	4,348	5,019
	16	3,057	3,822	4,373	5,040
	17	3,093	3,856	4,393	5,061



18	3, 128	3, 883	4, 417	5, 081
19	3, 163	3, 908	4, 440	5, 101
20	3, 198	3, 934	4, 464	5, 121
21	3, 234	3, 961	4, 479	5, 139
22	3, 271	3, 983	4, 503	5, 157
23	3, 305	4, 002	4, 526	5, 176
24	3, 338	4, 018	4, 549	5, 195
25	3, 373	4, 038	4, 569	5, 212
26	3, 398	4, 061	4, 592	5, 230
27	3, 424	4, 083	4, 614	5, 248
28	3, 447	4, 106	4, 637	5, 266
29	3, 471	4, 129	4, 658	5, 282
30	3, 489	4, 150	4, 681	5, 300
31	3, 507	4, 170	4, 704	5, 318
32	3, 527	4, 191	4, 726	5, 336
33	3, 549	4, 210	4, 746	5, 352
34	3, 572	4, 228	4, 767	5, 370
35	3, 593	4, 246	4, 788	5, 387

	36	3,616	4,266	4,809	5,405
	37	3,637	4,285	4,830	5,421
	38	3,661	4,305	4,848	5,437
	39	3,683	4,324	4,866	5,451
	40	3,703	4,344	4,884	5,467
	41	3,725	4,362	4,901	5,482
	42	3,735	4,380	4,919	5,496
	43	3,743	4,397	4,937	5,510
	44	3,750	4,415	4,955	5,523
	45	3,762	4,433	4,971	5,535
	46	3,776	4,451	4,988	5,545
	47	3,791	4,469	5,006	5,555
	48	3,806	4,486	5,024	5,565
	49	3,817	4,504	5,040	5,575
	50	3,827	4,521	5,053	5,584
	51	3,837	4,539	5,066	5,593
	52	3,845	4,557	5,079	5,602
	53	3,854	4,576	5,089	5,610

	54	3,863	4,588	5,102	5,619
	55	3,870	4,600	5,115	5,628
	56	3,879	4,612	5,128	5,637
	57	3,886	4,624	5,138	5,646
	58	3,895	4,634	5,146	5,655
	59	3,903	4,644	5,154	5,664
	60	3,911	4,654	5,162	5,671
	61	3,916	4,662	5,171	5,680
	62	3,921	4,669	5,179	5,689
	63	3,925	4,676	5,188	5,698
	64	3,930	4,683	5,196	5,707
	65	3,933	4,690	5,205	5,716
	66		4,697	5,214	
	67		4,704	5,221	
	68		4,710	5,230	
	69		4,713	5,239	
	70		4,720	5,247	
	71		4,727	5,256	

72		4,734	5,265	
73		4,738	5,273	
74		4,744	5,282	
75		4,751	5,291	
76		4,758	5,298	
77		4,762	5,306	
78		4,768	5,315	
79		4,774	5,324	
80		4,779	5,333	
81		4,785	5,341	
82		4,790	5,350	
83		4,795	5,359	
84		4,800	5,368	
85		4,804	5,376	
86		4,810	5,385	
87		4,814	5,394	
88		4,819	5,403	
89		4,824	5,411	

	90		4,830		
	91		4,836		
	92		4,840		
	93		4,845		
	94		4,851		
	95		4,857		
	96		4,863		
	97		4,868		
再任用職員		2,962	3,386	3,930	4,660

第2条 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第4条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者に適用される」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される」に、「給料月額のうち、その者の属する」を「基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する」に、「応じた額」を「応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で

除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第2項を削る。

第33条第1項中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「前項」の次に「及び次項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

第33条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「勤務時間外に勤務した時間」を「勤務時間を超えてした勤務の時間」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第43条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第44条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の120」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を「100分の57.5」に改める。

第44条の2中「第18条」の前に「第4条第3項から第8項まで、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び9項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

- 6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び第4条第3項から第8項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）による改正前の鳥羽市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第13号）第3条ただし書に規定する職員
  - (3) 鳥羽市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員
  - (4) 鳥羽市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基

礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第43条第5項(第44条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 13 附則第6項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 14 附則第6項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必



要な事項は、規則で定める。

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	百円	百円	百円	百円	百円	百円
	1,877	2,152	2,552	2,746	2,897	3,151

別表第3再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	百円	百円	百円	百円
	2,962	3,386	3,930	4,660

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（鳥羽市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第44条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第44条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

### (定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。  
(経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の給与条例（以下次条において「新条例」という。）附則第6項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第4条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条の3の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条の3の規定により当該暫定再任用短時間勤

務職員の属する職務の級に応じた額に、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第33条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第43条第3項の規定を適用する。
- 6 新条例第44条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。
- 7 新条例第4条第3項から第8項まで、第18条、第19条、第28条の2、第29条及び第38条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（給与の内払）

第5条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第6条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第47号

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

令和 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用について、常勤職員とみなす要件が緩和されたことに伴い、所要の改正を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条中「した日」の次に「（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を、「18日」の次に「（1月間の日数（鳥羽市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行により定年引上げ後における 60 歳を超える職員の退職手当に関する特例を設けるなど、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第3条第1項中「給料の日額」を「退職の日におけるその者の給料の日額」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「傷病とする。」の次に「この項、」を加え、「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改め、「よらず」の次に「、かつ、第7条の2第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第5条の9第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 第7条の2第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限

る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第7条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第7条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職す



べき期日に退職した者

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、同条中「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）」を削り、「定年退職日から1年前」を「定年に達する日から6月前」に、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「20年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の5を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第5条の8の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の9第1項中「除く。以下」を「除く。第6条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第4項各号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第5条の10第2項中「（昭和31年条例第14号）」を削る。

第6条第5項第2号中「した後」の次に「引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第7条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- （1） 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- （2） 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- （1） 前項各号の別
- （2） 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- （3） 募集する人数
- （4） 募集の期間
- （5） 募集の対象となるべき職員の範囲
- （6） 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- （7） 第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- （8） 第12項の規定による通知の予定時期
- （9） 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(2) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によ

らないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。  
第11項第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日  
において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねら  
れるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」とい  
う。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による  
退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」  
という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない  
応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であっ  
て、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人  
数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周  
知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を  
超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又  
はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者  
の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該  
処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる  
相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対す  
る信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、  
又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め  
る場合

12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、  
規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合に  
おいてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (2) 第18条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
  - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
  - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

第9条第2項中「20日」を「18日（1月間の日数（鳥羽市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に改め、「前項中」を削り、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第9項中「知事」を「市長」に改め、同条第10項第1号中「知事の」を「市長が」に改め、同項第2号ア及びイ中「知事」を「市長」に改め、同条第11項第1号中「知事」を「市長」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に、「知事」を「市長」に改める。

第12条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第14条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「に

あつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項から第6項までを削る。

附則第7項中「第28条の3」を「第28条の7」に改め、同項を附則第2項とし、附則第8項を附則第3項とする。

附則第9項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加え、「附則第9項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第10項中「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第11項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加え、「附則第9項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則中第12項を第7項とし、第13項を第8項とし、第14項を第9項とする。

附則第15項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項の規定中「知事」を「市長」に改め、同項を附則第10項とし、附則に次の9項を加える。

11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、

「、第5条又は附則第12項」とする。

- 13 前2項の規定は、鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）による改正前の鳥羽市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 14 鳥羽市職員給与条例附則第6項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第13項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の8の表第5条の6の項、第5条の7第1号の項及び第5条の7第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の8の表第



5条の6の項、第5条の7第1号の項及び第5条の7第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

17 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の8の表第5条の6の項、第5条の7第1号の項及び第5条の7第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16

項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の8の表第5条の6の項、第5条の7第1号の項及び第5条の7第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「鳥羽市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第11項若しくは第12項」を加える」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第19項まで」を加える。

附則第4項中「新条例第3条第1項」を「鳥羽市職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加える。

附則第5項中「新条例」を「鳥羽市職員の退職手当に関する条例」に改める。

第3条 鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第9項」を「附則第4項」に改める。

第4条 鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例」を「鳥羽市職員の退職手当に関する条

例」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第4項から第6項まで」を改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第2項、第4項及び第11項の改正規定並びに附則第15項の改正規定及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥羽市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第4項及び附則第3条の規定は令和4年7月1日から、新条例第9条第11項及び附則第10項の規定は同年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第3条 新条例第9条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第49号

鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について

鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

企業版ふるさと納税制度に基づく寄附金を積み立てるにあたり、内閣府の定める基金の要件を満たすため、所要の改正をしたく本提案とするものである。

## 鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例

鳥羽市ふるさと創生基金条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金は、次に掲げる収入を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てるものとする。

（1） ふるさと納税寄附金（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄附金をいう。）

（2） 企業版ふるさと納税寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附として受けた寄附金をいう。）

（3） 寄附金その他の収入であって、市長が適当と認めるもの

第5条に次のただし書を加える。

ただし、企業版ふるさと納税寄附金を原資とする積立金の処分については、地域再生法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

訴訟上の和解について

津地方裁判所令和2年（ワ）第234号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

1 事件名 津地方裁判所 令和2年（ワ）第234号 損害賠償請求事件

2 和解内容

- (1) 被告鳥羽市は、原告に対し、本件に関し、和解金として金200万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告鳥羽市は、原告に対し、前項の金200万円を令和5年2月28日限り原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振り込みに要する費用は、被告鳥羽市の負担とする。
- (3) 被告[ ]は、原告に対し、本件に関し、和解金として金5万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告[ ]は、原告に対し、前項の金5万円を令和5年2月28日限り原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振り込みに要する費用は、被告[ ]の負担とする。
- (5) 原告は、被告らに対するその余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告らは、原告と被告らの間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、他に何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

### 3 和解理由

本事件については、津地方裁判所から和解について勧誘がなされたこと及び和解により原告と被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

議案第 5 1 号

三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、三重県市町総合事務組合同規約（昭和 6 2 年三重県指令地第 8 8 5 号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和 5 年 4 月 1 日から規約第 3 条第 4 号に定める事務に伊勢市及び松阪市を加えるため、議会の議決を得たく本提案とするものである。



## 三重県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合同規約（昭和 62 年三重県指令地第 885 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 4 号に定める事務の項中「四日市市」の次に「、伊勢市、松阪市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 2 号

鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理する区域に南伊勢町の区域を加えること及び規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

ごみ処理に関する事務を処理する区域に南伊勢町の区域を加えることから、規約を変更するため、議会の議決を得たく本提案とするものである。

鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約

鳥羽志勢広域連合規約（平成11年鳥羽志勢広域連合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第4条の表中

「 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	鳥羽市、志摩市	を 」
-----------------------------	---------	--------

「 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	鳥羽市、志摩市、南伊勢町	に 」
-----------------------------	--------------	--------

改める。

第8条第2項第2号中「8人」を「7人」に改め、同項第3号中「2人」を「3人」に改める。

附則に次の2項を加える。

（特別負担金）

- 6 南伊勢町のごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務への加入に係る負担金（以下「南伊勢町の特別負担金」という。）は、6億8,438万円とし、令和5年度から令和24年度までの期間（以下「特例期間」という。）において、毎年度均等に支払うものとする。ただし、南伊勢町が繰り上げて納入することを妨げない。
- 7 特例期間の各年度における南伊勢町を除く関係市については、別表「3 ごみ処理費」の項の管理運営費の規定は、当該各年度の管理運営費に係る負担金の総額から前項の規定によって定められる当該年度の南伊勢町の特別負担金の額を関係市で按分し減じた後の額について適用する。

別表中

「

3 ご み 処 理 費	鳥羽志勢ごみ 処理場	鳥羽市、志摩市	管理運営費	利用割
			施設建設費	普通交付 税算入額
				人口割

を

」

「

3 ご み 処 理 費	鳥羽志勢ごみ 処理場	鳥羽市、志摩 市、南伊勢町	管理運営費	利用割
			施設建設費	普通交付 税算入額
				人口割

に

」

改め、同表備考4中「市」を「関係市町」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。